

# 東洋學報 第貳拾壹卷第一號

昭和八年十月

## 論 說

### 殷墟文字の年代

飯島忠夫

- 一 殷墟文字と其の中に見えた曆法
- 二 殷代の曆法に關する傳說的資料の整頓
- 三 殷墟の發掘物中にある曆法資料
- 四 二種の資料を結合して解釋した結果に對する天文學的批判
- 五 「殷曆」の組織せられた眞の年代
- 六 殷墟遺物の考古學的批判
- 七 殷墟の發掘物中にある曆法資料の眞の年代
- 八 殷墟文字の中にある「歲」
- 九 「殷曆」といふ名稱及び殷墟文字の中にある干支の表
- 一〇 殷墟文字は戰國通用文字の一種

殷墟文字の年代

第二卷

## 一 殷墟文字と其の中に見えた曆法

殷墟文字は今を距ること三十四年前(1899)に於て、河南省彰德府安陽縣治の西方五支那里にある小屯と稱する村落から始めて發見された占卜用の龜甲獸骨に刻せられてあるもので、古來曾て一度も學界に知られたことがなかつたものである。其の發見後我が國の林泰輔博士及び支那の羅振玉王國維等の諸氏の研究によつて、其の真相が大に明かになり、今は之に關する多數の書籍が世に公にされてゐる様になつた。

此の殷墟文字の中には、日の干支があり、月の順序名がある。されば此の文字の用ひられた時代には曆法があつたのである。月の順序名が一月から十三月に及んでゐるのを見ると、其の時代には閏月が用ひられたので、其の曆法の性質が太陰太陽曆であることは後世と變らぬのである。殷の帝王の名も其の間に多く出て居るから、其の年代は最も古く見ても殷代よりは遡らない。しかし其の發見地の附近が殷墟と稱せられ、史記に始めて見える、又其の文字の中に殷の帝王の名が見えるといふのみの理由によつて、直にそれを西紀前十八世紀から同十二世紀に互る所謂殷代の物と決定するのは大早計である。

上代に關する文獻の記載には神話傳說的のものが多く加はつて居る。如何なる點までが史實であるかは容易に判明しない。殷墟文字が果して所謂殷代の物なりや否やを決定するには、先づ殷代の傳説を整頓し、其の結果を取つて、殷墟文字の内容に比較し、それに高

等批評を加へねばならぬ。其の中で曆法に關する研究は頗る重要なるものである。

## 二 殷代の曆法に關する傳說的資料の整頓

古傳説に據れば、支那曆法の起原は黃帝の時にある。史記の歴書に、

蓋黃帝考定星曆。建立五行。起消息。正閏餘。

とある。呂氏春秋によれば黃帝の時の人なる容成が曆を作り、大撓が甲子を作つたのである。書經の堯典には、

乃命羲和。欽若昊天。曆象日月星辰。敬授人時。(中略)椿三百有六旬有六日。以閏月定四時成歲。

とある。黃帝の曆といふものは、史記漢書淮南子等に傳ふる所を參酌すれば、一年を三百六十五日四分の一とし、一月を二十九日と三十日の二種とし、十二月を一年とし、十九年に七閏月を置いて、日月の週期を完成するものである。それが事實であつたとすれば、黃帝は堯よりも古いから、堯の時には、三百六十五日四分の一を一年とすることが知られて居らねばならぬ。故に堯典の三百六十六日はただ四分の一を切り上げて一日と數へたものと解釋することが出来る。前のものよりも不精密な後の數を以て前の數を變更したものと考へられない。(黃帝傳説の發生と、堯典の著作との先後の批判には今は觸れぬこととする。)漢代に傳つてゐた黃帝曆顓頊曆、夏曆、殷曆、周曆、魯曆と稱するものも、皆三百六十五日四分の一

を用ひるものである。堯典及び舜典に據れば、其の時代の季節の定め方は、春分を含む月を二月とし、夏至を含む月を五月とし、秋分を含む月を八月とし、冬至を含む月を十一月としたのである。書經の夏書に屬する甘誓には三正といふことがあつて、尙書大傳等の書に據れば、それは正月の置き方に三種あることを指したものである。第一種は堯典舜典にあるものと同じく、夏代で用ひられたといふ所から、これを夏正と稱し、第二種はそれより一箇月を繰り上げたもので、殷代で用ひたといふ所から、これを殷正と稱し、第三種は更に一箇月を繰り上げたもので、周代で用ひたといふ所からこれを周正と稱する。淮南子汜論訓によれば夏の亡びようとする頃太史令の終古が殷に奔つたといふことである。太史令は天文と記録とを掌る長官である。これは秦が亡びた時、其の史官たりし張蒼が漢に仕へて天文律曆のことを掌つた事實から推せば、如何にも有り得べきことである。然るときは殷の曆法は大體に於て夏の曆法を繼承し、其の上に殷正を用ひたものであつたのであらう。

殷代の曆法に關する記事は、書經の商書の伊訓の篇に、

惟元祀。十有二月乙丑。伊尹祠于先王。奉嗣王。祗見厥祖。侯甸群后咸在。

とあるのと、同じく太甲中篇に、

惟三祀。十有二月朔。伊尹以冕服。奉嗣王。歸于亳。

とあるのと、漢書律曆志等にある殷曆に關する記事とである。今の書經の中に偽古文が含まれて居ることは清の閻若璩がそれを批判して以來、學者間の定論となつてゐる。そして

伊訓は此の僞古文に屬するものである。しかし漢書に引用した古文は僞古文の出現以前のものである。其の中に伊訓を引いて、

惟太甲元年。十有二月乙丑朔。伊尹祀于先王。誕資有牧方明。

とある。これは今の書經のものと、其の意義に於ては同一であり、且つ又朔といふ字が加はつて居る。すべての注釋家は、漢書律曆志にある解釋を始めとして、此の先王を祀る日を冬至に當るものとして居る。書經の堯典は僞古文ではない。それに據れば、冬至の知識は堯の時に既に成立してゐたのであるから、書經を信ずる限りは、伊訓の乙丑朔を冬至とする解釋について別に疑ふ餘地がない。

殷曆では此の太甲元年を B.C. 1767 に當てて居る。しかし十二月乙丑朔をば十二月甲子朔とし、且つそれを明かに冬至の日としてゐて、干支の名には一日の差がある。漢書律曆志にある三統曆前漢の中世に鄧平の作つた太初曆に據つて前漢末の劉歆が改作したもので、此の伊訓の記事を證據として、太甲元年を B.C. 1738 とし、此の年の十二月朔が冬至であつて、其の干支が乙丑に當るものとしてゐる。(今の普通に用ひられる年紀は宋の邵康節の皇極經世書に據つたもので、太甲元年を B.C. 1753 としてゐる。) 此の伊訓は漢の武帝の時に孔子の宅の壁中から發見した真正の古文尙書と稱せられて居るものであるが、其の曆日記事には太初曆又は三統曆の知識が加はつて改作されたと認むべき點があり、(三統曆が一年の長さとして一月の長さとして惑星の週期とに於て現代の天文學だけの精密さを有して居たならば、

其の改作の痕跡は決して暴露しなかつたであらうが、それが不精密なものであつたから、後人にそれを指摘されるのである。且つ漢の武帝の時に太初曆が作られたより以前に殷曆が既に存在したことは明であるから、傳説によれば殷の時代から、此の改作以前には殷曆の傳へてゐる通り、太甲元年が B. C. 1567 で、其の十二月朔が冬至であり、其の日は甲子に當るものとされて居たのであらう。漢書律曆志にある所の之に關する文は次の如くである。

殷曆曰。當成湯方卽世。用事十三年。十一月甲子朔旦冬至。終六府首。當周公五年。則爲距伐桀四百五十八歲。少百七十一歲。不盈六百二十九。又以夏時乙丑爲甲子計。其年廼孟統五章。癸亥朔旦冬至也。以爲甲子府首皆非是。

此の文中十一月とあるのは夏正に據つたのであり、府首とは葦首と同語で、七十六年の週期の初の年の初の日を言ふ。周公五年は太初曆又は三統曆では B. C. 1111 に當てる。そして武王が紂を伐つた年はそれから十一年前の B. C. 1122 とする。四百五十八歳とすふのは、B. C. 1122 から  $1567 + 13 = 1580$  B. C. 卽ち湯が桀を伐つた年までの距離である。六百二十九歳とすふのは B. C. 1122 から  $1738 + 13 = 1751$  B. C. 卽ち三統曆で取る所の伐桀の年までの距離である。「以夏時乙丑爲甲子計」といふのは、伊訓にある、乙丑朔冬至は夏代の曆法から繼承されてゐる正しい記事であるのに、殷曆ではそれを妄に甲子朔冬至と變更し、それによつて年代をも改めたのが悪いといふのである。しかしこれは太初曆又は三統曆が出来てから、それを主としての批難である。従つてそれより以前には太甲元年十二月朔冬至を甲子の日と

してゐたものと知ることが出来る。

殷曆では、太甲元年十二月甲子朔冬至を葦首として居たのであるから、其の朔及び冬至の時刻は其の日の初の夜半(今の午前零時)である。殷曆が眞の殷代の曆法であるとすれば、これを曆元の位置として計算するときは、殷代の曆日を盡く推すことが出来るであらう。

殷曆研究の資料は前記以外に尙後漢書の律曆志、宋書唐書の曆志、春秋命曆序、開元占經等に見える。唐書曆志にある大衍曆議の文には、

湯作殷曆。更以十一月甲子合朔冬至爲上元。

とある。これは殷曆を以て殷の始祖成湯が作つたものとしたので、此の如き記事は、今は唐以前の古書に見えないが、殷曆を傳へた人々は恐らくは最初から、此の如く言つて居たのであらう。十一月甲子合朔冬至を上元とするといふのは、曆の計算の起點とするといふことである。殷曆の計算法は前にも黄帝の曆法の所で述べた如く、一年の日數を三百六十五日四分の一とし、一年を十二月とし、十九年に七個の閏月を置くもので、此の十九年を一章と名づけ、四章七十六年を一節と名づけ、二十節千五百二十年を一紀と名づけ、三紀四千五百六十年を「元」と名づける。甲子の日の初點即ち夜半に於て、冬至と朔との時刻が合一したところを取つて上元即ち一元の初めとし、それより一紀を下げば又再び甲子の日の夜半に於て冬至と朔との時刻が合一することとなるのである。又年の名に、干支を當てる時は、一元を隔てて同じ干支の年に甲子夜半の合朔冬至が來ることとなるのである。殷曆上元の年の

干支は甲寅としてある。此の干支は現行の年の干支に連絡してゐる。

殷初の年代は漢書律曆志に於て始めて明かに示されてある。司馬遷の史記に於ては、古代の年數に疑を懷いて、ただ周の中世なる共和元年(B. C. 841)以後を取つた。戰國時代の孟子の書に、

五百年必有王者興(中略)山周以來七百有餘歲。

由堯舜至於湯五百有餘歲。中略山湯至於文王五百有餘歲。(中略)由文王至於孔子五百有餘歲。(中略)山孔子至於今百有餘歲。

とあるのが古代の年紀に關する最も古い文獻である。孟子の活動した年代の標準點を B. C. 300 に置けば、それより湯までは一千二百餘年を遡るのであつて、それは西紀前十六世紀のこととなる。これは殷曆に於て太甲元年を B. C. 1567 に當ててあるのと一致する。故に孟子の所有した古代の知識には殷曆が含まれて居たものと推測することが出来る。殷曆を以て殷の湯王が作つたものとする傳説を信用するならば、これは寧ろ當然のことと言はねばならぬであらう。孟子の所有した古代の知識が尙書を主としたものであることは疑ひが無い。孟子の書中に引用した尙書の篇名に伊訓がある。されば其の頃の伊訓の文には漢書律曆志に引用した伊訓にある十二月乙丑朔が、まだ殷曆で言ふものと同じく、十二月甲子朔としてあつたであらう。殷曆を以て湯王が作つたものとするれば、尙書の中には殷曆が含まれて居らねばならぬ。故に殷代の曆日を計算するには、殷曆の計算法に據り、且つ殷



正を用ひて冬至を含む月を十二月とするのが文獻の上から見るときは當然取るべき方法となるのである。

殷の末路となつた時殷の太史令なる向藝竹書紀年には向摯としてあるが周に奔つたといふことが淮南子汜論訓に出てゐる。然るときは周の曆はまた殷の曆を繼承したものと考へられる。但し三正の説に照せば、周に於ては周正を用ひたであらう。逸周書の周月解(周公旦の作といはれるもの)に據れば、それは明に冬至の月を一月即ち正月としてある。又、周曆と稱するものは殷曆と同一の計算法を用ひて、ただ冬至及び朔の時刻を一日の四分の三だけ引上げ、上元を B.C. 1134 甲子朔旦冬至に置いたものである。そこで試みに、書經の周書武成・召誥・洛誥・顧命等の諸篇今の書經にある僞古文のものではなく、漢書律曆志に引く所の真古文及び國語の周語にある周初の曆日記事を取つて周曆に照して檢査すれば、殆どすべて符合して居るが、稀には然らざるものもある。然らば、殷の太史が周に奔つてから、其の時の天象を觀測して殷曆の上元を移動させて周曆を作つたと考へることが出来る。稀に符合しないものがあるのをば、何か他に特殊の理由を含むものと解釋することが出来るであらう。そこで又漢書律曆志に參照して、太初曆又は三統曆によつて檢査すれば、盡く符合する。然るときは稀に周曆と符合しないものがあるのをば、伊訓の場合と同じく、太初曆又は三統曆による改訂の結果と見做すことが出来る。周曆によつて計算すれば、周の武王が殷を亡ぼした際の曆日(一月辛卯朔、二月辛酉朔、閏二月、四月己丑朔)は B.C. 1122 のものに相當

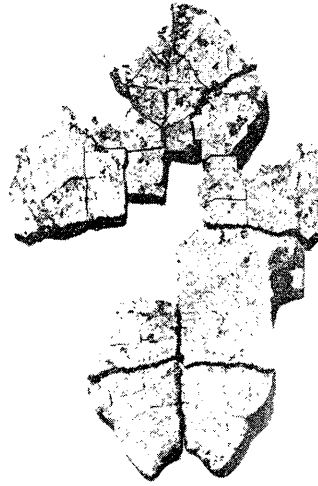
して漢書律曆志に言ふ所と同一の年となるのである。

しかし此處に一の疑問が起る。それは殷初を B. C. 1580 に置けば、周初の B. C. 1122 までの年数は四百五十八年であつて、まだ孟子が言ふ所の五百有餘歲に足りないことである。そこで試みに周曆に據らず、殷曆に據つて周初の曆日記事に略ぼ符合するものを檢索すれば、B. C. 1065 を得る。周正一月辛卯朔、二月辛酉朔、閏二月、四月己丑朔。此の年は殷初に當る B. C. 1580 と相隔たること五百十五年であつて、孟子の文と一致する。そして周初以來孟子の時まで七百有餘歲とあるのにもまた一致する。然るときは戰國時代に於て存在した武成の篇の曆日は、或は殷曆の計算に合するものであつたのを、前漢時代に太初曆又は三統曆によつて改訂したものかも知れぬ。此の疑問を解くには周曆の成立に就て尙研究する必要がある。今はただ疑問を提出するに止めて置く。

以上に論じた如く、書經の殷周の曆日記事漢書律曆志に引く所から太初曆又は三統曆によつて改訂したと推測されるものを取つて殷曆の故態に復する時は、孟子が傳へて居る上古の年代の知識と盡く符合することとなる。然るときは書經の曆日記事を證とするこゝによつて殷曆が殷代及び周初に行はれたと論斷することが出来ることもなるであらう。

### 三 殷墟の發掘物中にある曆法資料

昭和三年、四年、民國十七年、十八年に於て、支那の學者李濟、董作賓等が行つた殷墟の發掘は、忠實周到なる學術的方法に據つたもので、従前の殷墟の發掘が學術的根據に於て薄弱であつたのとは比較にならないものである。昭和四年十二月十二日には地下五六メートルの



「釋考版四龜大」、三第告報掘發陽安  
る據に版4版圖

所から文字を刻した龜版四枚を發見した。安陽發掘報告第二期二、三、六頁、同第三期四、二、四頁。此の四枚の龜版は殷代の曆日を研究するに頗る重要なものである。それは既に董作賓によつて最初の研究が試みられ、安陽發掘報告第三期（民國二十年六月刊）の中に「大龜四版考釋」及び「卜辭中所見之殷曆」と題する二篇の論文として掲載されて居る。此四枚の

の中で又特に重要なものが一枚有る。

此の龜版に刻されたる文字は、或る年の十月より翌年の五月までの間に於て癸巳、癸卯等すべて癸に當る日に卜を行つて、次に來るべき甲日より癸日までの一句の吉凶を豫知しようとした結果を記したものである。今其の日を列記すれば次の如くである。

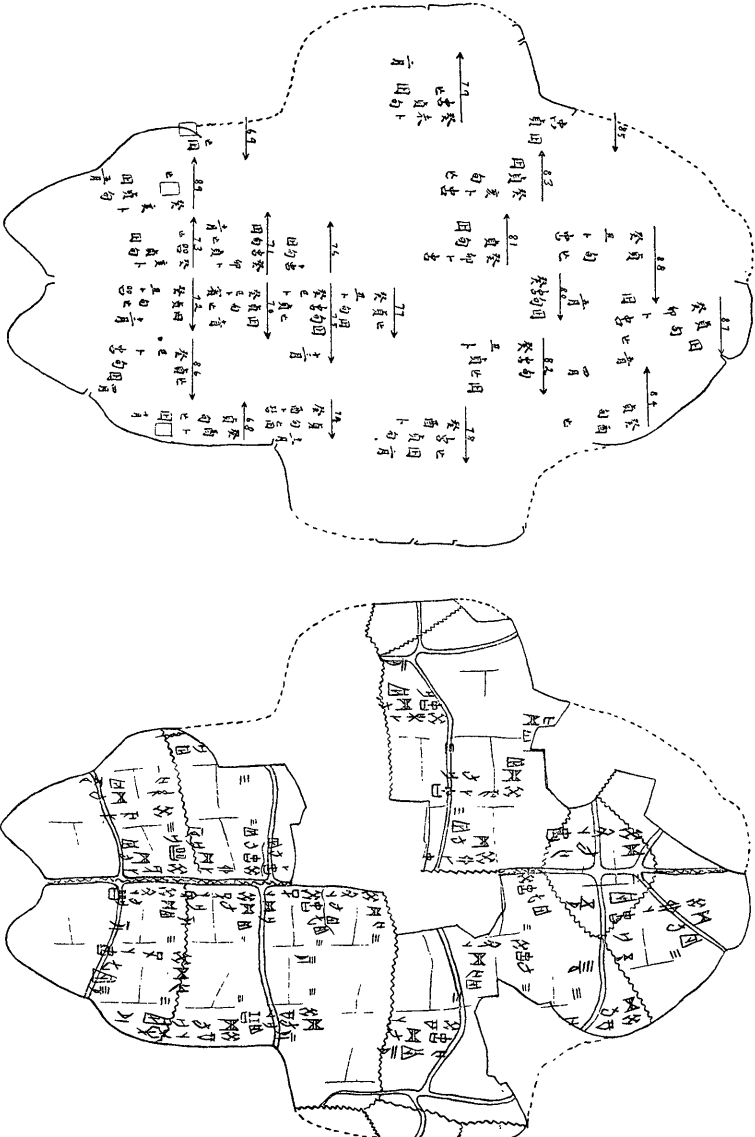
十月 十一月 十二月 一月 二月 三月 四月 五月

癸酉 (癸未) 癸丑 (癸未) 癸丑 (癸卯) 癸酉 (癸卯) 癸酉 癸卯  
 癸巳 癸亥 癸巳 癸亥 癸未 (癸丑) 癸未 癸丑  
 癸卯 癸酉 (癸卯?) (癸巳) (癸亥) 癸巳 癸亥

右の表の中で、括弧に入れたものは龜版の一部が缺けて居る爲に見えないものを推定によつて補足したのである。これは董氏の補つたままを記した。?を附したのは癸卯の日が十三月の晦に當るか一月の朔に當るかの疑はしいものである。さて此の中で最も注意すべきことは十二月と二月とに癸酉があること及び十三月があることである。十三月は即ち閏月である。十二月と二月との間には十三月と一月とがあり、癸酉から癸酉までは六十日を隔てて居るから、十三月と一月との日數の和は六十日より少くなければならぬ。一月の日數は二十九日か三十日まであり、且つ殷曆の算法に於ては二十九日と三十日とを交互に置き、尙一定の間隔を設けて三十日を二回重ねることになつて居るから、十三月と一月との日數の和が六十日より少いとすれば、それは五十九日であらねばならぬ。然るときは、十二月の癸酉は其の最終の日即ち晦で、二月の癸酉は其の最初の日即ち朔に當り、従つて十三月朔は甲戌に當ることとなるのである。上述の中、十三月と一月との日數の和を五十九日とし、月に大小があることを發見したのは董作賓の炯眼であつて、殷曆の算法の項は自分が今新に説き加へたのである。

昭和六年(民國二十年)に於て東世澂は「殷商制度考」國立中央大學半月刊第二卷第四期)を著

董作賓著大龜四版考釋(安陽發掘調查報告第三期所載)附圖轉載





し、其の中に於て殷代の曆法に關する意見を提出して居る。それは一箇月の日數を三十日に一定して、三百六十六日を一年とし、從つて五年に一閏月を設けるものとするのである。しかしこれは單なる想像であつて何等の確證もなく、且つ易の繫辭傳に言ふ所の五歲再閏とも符合しないものである。劉朝陽は之に繼ぎて「殷曆質疑」民國二十年十二月燕京學報第十期を著して、其の中に東氏の説を駁し、此の如き疎なる曆法が殷朝數百年の間に何等の修正もなく施行された筈はないと論じ終に董氏の説く所の大月三十日小月二十九日を交互に用ひる曆法をば、殷末の最短時期に於て行はれたものとして、兩説を折衷し、且つ別に東氏の説に加へて閏月の日數は必ずしも三十日でなく、二十日のことがあつたかも知れぬと言つてゐる。劉氏の説もまた甚だ想像に富んだものである。但し劉氏の説が一月を三十日に一定したと主張する根據は、殷墟の甲骨の面に刻してある次の干支の表である。殷墟書契後篇卷下第一頁。

月一正日 兪□甲子乙丑丙寅丁卯戊辰己巳庚午辛未壬申癸酉甲戌乙亥丙子丁丑戊寅己卯庚辰辛巳壬午癸未甲申乙酉丙戌丁亥戊子己丑庚寅辛卯壬辰癸巳

二月 父□甲午乙未丙申丁酉戊戌己亥庚子辛丑壬寅癸卯甲辰乙巳丙午丁未戊申己酉庚戌辛亥壬子癸丑甲寅乙卯丙辰丁巳戊午己未庚申辛酉壬戌癸亥

これは一枚の骨版の上に刻してあるものである。此の表には、正月に甲子から癸巳までの三十日があり、二月に甲午から癸亥までの三十日があるから、劉氏はそれを本として類推

して、何れの月も皆三十日と定まつて居たとするのである。しかし甲骨の面に單に甲子から癸亥に至るまでの六十の干支の表を刻したものは他にも數多く出て居る。劉氏が注意したものはただそれを正月と二月とに分けて記しただけの相違である。これは必ずしも絶対に此の如き干支を配當した正月と二月とが或る年に於て實際に存在したと認むべき確證とはならない。しかし一步を譲つて、大の月が二回重なる場合があつたとして考へても、殷曆では小月大月を交互に置き、尙一定の間隔を保つて大月を二回重ねるのであるから、これを董氏の擧げた大龜四版のものと結合すれば、殷墟文字の時代には、殷曆「少くとも、殷曆」に類似したものが行はれたと論ずることも出来るのである。東氏劉氏の説を董氏の説と比較すれば、董氏の説は殷墟の卜辭に於て立證せらるべき範圍を出でなかつたものであるから、東氏劉氏が想像に富んだ説よりも寧ろ優つて居るもので、殷墟卜辭の眞年代を考定する爲の資料を整頓した功績を認めねばならぬ。

東氏劉氏が説く如き三十日を一月とする曆法は古代のバビロンに行はれたことがあり、又三十日を一月として年末に五日の間を設ける曆法は古代のエジプトに行はれたことがあり、又東氏の言ふ所と全く同一な曆法は古代の印度に行はれたことがある。印度ではこれを *Sāvāna* 月と稱し、祭の日を定めるに用ひる。又 *Sāvāna* 月と並び行はれたものに *Chandā* 月といふものがある。それは一年を三百六十六日とし、二十九日の月と三十日の月とを交互に置いて、五年に二閏月を設けて其の週期を完成するものである。*Sāvāna* 月と *Chan-*



dra 月とを對照すれば次の如くである。

$$\text{Savana} \quad 366 \times 5 = 30 \times 60 + 30 \times 1 = 1830$$

$$\text{Chandra} \quad 366 \times 5 = 29 \times 30 + 30 \times 30 + 30 \times 2 = 1830$$

董氏の説に一段の想像を加味して、三百六十六日を一年としたこととすれば、Chandra 月と同様のものが成立つであらう。然るときはそれが東氏の説く如き曆法と同時に並び行はれたと見ることも出来るのであるから、劉氏の調停説は必ずしも唯一の解答ではなくないのである。由來殷墟の文化を論ずる一般の學者はそれが普通に採用せられる殷の年代即ち西紀前十八世紀から同十二世紀までの間の產物なることを疑はない。其の上に曆法を論ずる民國の學者には支那古代の曆法を以てパピロン方面から傳來したとする先入の見を有するものが多い。それは東氏劉氏のみならず董氏の如きも亦同様である。其の源流を探れば或は梁啓超に歸するであらう。梁氏がラクペリーの支那文化西方起源説を紹介したのは已に二十餘年の過去である。近頃郭沫若が「甲骨文字研究」に於て論ずる所もまた此の類に屬すべきものである。しかしながら殷墟の遺物が果して西紀前十八世紀から同十二世紀までの間のものであつたか否かは未決の問題である。此の未決の條件を前提として東西文化の交渉に關する議論を進めることは正當の研究方法ではない。

〔董作賓が注意した龜版の曆日は、三月と一月との何れが大であり小であるかが詳でないから、次の二様の關係を考へられる。〕

- 1 十三月(大)甲戌朔 一月(小)甲辰朔 二月(大)癸酉朔  
 2 十三月(小)甲戌朔 一月(大)癸卯朔 二月(小)癸酉朔

十三月は年の終に置かれた閏月である。殷正では年の終の月が冬至を含むものと定められて居るから、平年には十二月、閏年には十三月に冬至の日が含まれて居らねばならぬ。そこで「殷暦」の計算法によつて、B. C. 1567 以後 B. C. 1065 の間に於て此の如き條件に合する年を求めれば次の如き結果を得る。

- 1 R. C. 1393 十三月(小)甲戌朔 丑 冬 至 一月(大)癸卯朔 二月(小)癸酉朔  
 2 B. C. 1119 十三月(小)甲戌朔 子 冬 至 一月(大)癸卯朔 二月(大)癸酉朔

「殷暦」が眞に所謂殷代に用ひられた暦であり、殷正が眞に所謂殷代に用ひられた月名の呼称であり、龜版が眞に所謂殷代の物であつたとすれば、龜版の暦日は前記の二個の中の何れかであつたこととなる。

#### 四 二種の資料を結合して解釋した結果に對する天文學的批判

以上論ずる所は殷代の暦法の關する傳說的資料を整頓して、それを龜版の暦日の解釋の上に應用したものである。此の解釋が若し今の天文學の知識から推した是等の年の是等の月に起る朔の干支と大體に於て符合すれば、殷代の暦法に關する傳說的資料は事實の根

據の上に立つものと見ることが出来る。そこで Sohrman の表によつて計算すれば、次の如き結果を得る。これは今の天文學から推した是等の年の眞の状態である。

1 B. C. 1393 三月大丁丑朔 申冬至 八月甲 一月(小)丁未朔 二月(小)丙子朔

2 B. C. 1119 三月大丙子朔 巳冬至 六月辛 一月(小)丙午朔 二月(小)乙亥朔

尙 B. C. 1567 十二月朔の干支を求めれば、丁卯を得て、其の冬至は五日後なる壬申である。

曆法が其の精粗の如何によつて實測と多少の齟齬を生ずることは有り得べきことであるが、甲戌と丁丑若くは丙子との間には三日又は二日の差が生じて居り、甲子と丁卯との間には三日の差が生じて居る。そして何れも曆の朔が眞の朔よりは前になつて居る。又 B. C. 1567 の冬至は曆の面のものが眞のものよりは八日前となり、B. C. 1393 のものは七日前、B. C. 1119 のものは五日前となつて居る。此の如き著大なる齟齬は果して何に原因するのであらうか。殷墟の卜辭の年代は終に全く五里霧中に陥つてしまつたのである。

殷代の歴史が多く神話的若しくは傳說的分子を含んで居ることは茲に論ずるまでもない。傳説を主として殷代の曆法を考定し、それを殷墟の卜辭にある曆日に比較した結果は上述の如くであつた。然るときは殷墟の卜辭の眞の年代を決定しようとする爲には更に他の方法を取らねばならぬ。それは支那の天文曆法の發達史を批判的に研究し、更に同一地層の中から卜辭と共に發見される各種の製作物の考古學的研究を行つて其の結果を綜合することである。

## 五 「殷曆」の組織された眞の年代

そこで更に現今の科學的知識に照して「殷曆」の組織を仔細に點檢すれば、其れが一年の日數として採る所の  $365\frac{1}{4}$  は眞の日數  $365.2422$  よりは稍大きく、一月の平均日數として採るところの  $365\frac{1}{4} \times 19 + (12 \times 19 + 7) = 29\frac{491}{940} = 29.530851$  は眞の日數  $29.530588$  よりは稍大きく。此の曆法は頗る精密なものであるから、多年の實測の結果から導き出されたものに相違ないが、それは冬至に於て百二十八年に約一日の差を生じ、朔に於て三百七年に約一日の差を生ずるのである。其の差が次第に積れば、眞の冬至に對して五日七日八日の差を生じ、眞の朔に對して二日三日の差をも生じ得るのである。そこで「殷曆」の曆日が眞の冬至又は朔に符合する年代を檢索して、其の組織の基づくところの實測の期間を推定すれば、意外にも B.C. 427 から B.C. 352 に互る七十六年間に最もよく符合する所の部であつて、「殷曆」は始めて此の年代の實測を基礎として成立したものとせねばならぬこととなり、従つて B.C. 1567 の甲子朔且冬至もそれから溯つて計算したものとせねばならぬこととなるのである。此の年代は恰も支那の天文學に於て始めて冬至の日に於ける太陽の位置即ち冬至點が測定された年代に符合する。(高等批評を用ひた支那天文學の發達史に關する私見は既に公にしたものがあるから今茲に詳論しない。) 此の年代即ち西紀前四世紀は周末の戰國時代に當つて、其の終の頃は恰も孟子の活動時代である。此の研究の結果は「殷曆」が戰國以後の假託である

ことを明かにする。それと同時に、此の暦の上元が殷初に置かれて、しかも特に湯王の嗣なる太甲の元年となつて居るのは、偶然の暗合でなく、必ず有意の構成と思はれるのであるから、殷の太甲元年が B.C. 1767 であるとすると、記事をも亦假託とせねばならぬこととなるであらう。従つて孟子の書中に出て居る伊訓の篇、それには太甲元年十二月甲子朔と記してあつたと先に推測して置いたもまた孟子の書が著された以前に於て假託されたものとせねばならぬであらう。「周曆」は「殷曆」を更に變化したものであるから、戦國以前に存在し得ないことは明かである。「周曆」は、其の實、前漢の武帝の太初元年に改定した太初曆の最初の形、即ち史記の曆書にある歴術甲子篇鄧平の考案を加へた太初曆の前にあつたもの（と同一であるから、其の名稱は武帝以後の假託である。先に述べた周曆に對する疑問は此の如くして解決せられる。）従つて孟子の書中に出て居る武成の篇もまた伊訓と同様に論ぜねばならぬ。そして孟子が言ふ所の殷初の年代も周初の年代もまた之によつて、其の正確を疑はれるものとなつたのである。そこで史記の天官書を見れば、

夫天運三十歲一小變。百年中變。五百歲大變。三大變一紀。三紀而大備。此其大數也。

とある。一紀は即ち一千五百二十年であり、三紀は即ち一元である。五百歲大變とは概略の數を言つたもので、三大變一紀と云ふことからすれば、實は一紀の三分の一なる五百餘年を取るべきであらう。孟子の中に、孔子以前に於ける夏殷周の三代を各五百餘年と數へて

あるのは、實は此の意味を含んでゐて、それは天文学に基づいて作られたものであらう。白鳥博士は昭和四年に於て既に此の説を發表された。然るときは夏殷周三代の年表の年數を直に史實と信ずることが出来ない。司馬遷が史記を著した時、周の中世以後を取つて其の以前を棄てたのは聰明と言はねばならぬ。そこで大龜四版の曆日は別の研究を要することとなつた。

しかしここに或は尙一つの疑問が起るであらう。それは殷曆がたとひ戰國時代の實測に基づいて作られたものと決定せられたにせよ、所謂殷代に於てもまた其の時代に於ける或る期間の實測と符合する「殷曆」が既に存在して、それが戰國時代に至つて更に其の當時の實測によつて修正を加へられたのではないかといふことである。そこで試みに Schram の表によつて所謂殷代の附近に於て眞に甲子朔旦冬至があり、十三月甲戌朔二月癸酉朔がある年を求め尙ほ參考の爲に周の中世 (B. C. 700) を取るまでのものを調査すれば、

1 甲子朔旦冬至、或は之に最も接近するもの。

B. C. 1706 癸亥冬至、甲子朔。

此の癸亥冬至の時刻は四時間餘の後に甲子の日に入るから、便宜上からか、又は不完全な測定からかによつて甲子冬至と見たとしてもよい。

B. C. 962 甲子冬至、甲子朔。

2 十三月甲戌朔、二月癸酉朔、或は之に最も接近するもの。

B. C. 1532 十二月甲戌朔、子冬至、一月甲辰朔、二月癸酉朔。

B. C. 1315 \* 十二月甲戌朔、酉冬至、一月甲辰朔、二月癸酉朔。

\* 此の十二月は、若し當時に於ける冬至の算定が誤つて一日後れて居たとすれば、三月となる。

B. C. 1258 \* 十二月癸酉朔、申冬至、一月甲辰朔、二月癸酉朔。

\* 此の十二月癸酉朔は、若し當時に於ける冬至の算定が誤つて二日後れ、朔の算定が誤つて一日後れて居たとすれば、十二月甲戌朔となる。

B. C. 1005 十二月甲戌朔、六日己卯冬至、一月甲辰朔、二月癸酉朔。

B. C. 788 \* 十二月乙亥朔、二日丙子冬至、一月甲辰朔、二月甲戌朔。

\* 此の乙亥朔、甲戌朔は、若し當時に於ける朔の算定が誤つて一日早くなつて居たとすれば、甲戌朔、癸酉朔となる。

を得る。さて此の B. C. 1706 のものを甲子朔且冬至と見做したものととして、これを上元とし、「殷曆」の算法を施して、十二月甲戌朔、二月癸酉朔の要件に合するものを求めれば、次の如きものを得る。

B. C.	十二月朔	冬至	一月朔	二月朔
1532	甲戌	四日丁丑	癸卯	癸酉
1258	甲戌	三日丙子	癸卯	癸酉

1165	甲 戊	十一日甲申	甲 辰	癸 酉
1108	甲 戊	十日癸未	甲 辰	癸 酉
834	甲 戊	九日壬午	癸 卯	癸 酉

又之に對する眞の朔及び冬至を求めれば、次の如きものを得る。

1532	甲 戊	三日丙子	甲 辰	癸 酉
1258	癸 酉	前日壬申	甲 辰	癸 酉
1165	癸 酉	八日庚辰	壬 寅	壬 申
1108	癸 酉	七日己卯	壬 寅	壬 申
834	壬 申	六日丁丑	壬 寅	辛 未

尙ほ參考の爲、漢書に引用した古文の伊訓の中にある乙丑朔の冬至に當るものを計算すれば、B. C. 1763 に於て、甲子冬至、乙丑朔を得る。しかしこれは秦以前の古文伊訓には無かつたものであることは前に論じた如くであるから、取ることが出來ぬ。故に若し西紀前十八世紀の頃に於て、其の殷代の實測を基として「殷曆」の算法が成立し、それが殷代の終若しくは其の後まで使用されたと假定すれば、伊訓の太甲元年十二月甲子朔は必ず B. C. 1706 を指して居るのであり、大龜四版は B. C. 1532, 1258, 1165, 1108 の中の何れかの年に當るものであらねばならぬであらう。しかし上古の曆日に關する記事を調査すれば、春秋時代 (B. C. 722-481) に下つても、なほ「殷曆」の如き比較的精密なる算法は成立して居なかつたのである。それは



春秋の書春秋の著作についての批判は今論ずる限でないの中に豊富に現はれて居る曆日記事を點検することによつて明かに知られる。春秋の曆日には「殷曆」の閏法即ち十九年七閏に及ばない程の不精密な閏法さへもまだ用ひられて居ない。東世澂の説の如き五年に一閏を置いたこともなく、又易經にある如き五年に二閏を置いたものもなかつたのである。閏月はまだ必ず歲終に置かれたこともなく、ただ任意に挿入してあつた様である。然るときは、春秋時代には置閏の規則がまだ全く定められて居なかつたのである。之に反して朔の推定が頗る精密であつたことは、其の中に記された三十六個の日食が殆どすべて朔に當つて居るのによつて知られる。(日食は理論上必ず朔の日に起るべきものである。)朔をこれほど精密に計算することは「殷曆」でさへも爲し得ざることである。(殷曆は一月の平均日數によつて計算するもので、眞の一月の長さは可なり不同のものであるから。)若し何等かの算法が別に成立して居て、其の朔の計算が行はれ、且つ朔の日に於て起るべき日食が豫測されたとせざる限、支那で施行したところの曆に眞朔の計算を用ひる様になつたのは、南北朝に萌芽して、唐代に至つて始められたのである、それは不斷の觀測を行ふことによつて、恐らくは毎年の終に於て豫め其の翌年中の朔の日を推定し、且つ閏月を適宜に挿入して施行したものと考へるより外はない。春秋時代に於て、周の王室から毎年の終に諸侯に頒つたといふ曆の製作法が、まだ此の如き低級な程度のものであつたとするときは、それより千年を遡つた殷初に於て、「殷曆」の算法が成立して居たと考へられぬ。此の點から見ても、「殷曆」

の算法が戰國時代の創始であることは争ふべからざるものである。

所謂殷代に「殷曆」がなかつたものとすれば、もはや他に殷代の曆法を知るべき資料は絶無となる。黃帝の曆法と稱せられるものの組織及び其の計算上の曆元の取り方もまた「殷曆」と同様であるから、其の製作は戰國時代を遡り得ないもので、それを以て所謂殷代の曆法を推すことは出来ない。堯典にあるところの、一年を三百六十六日とする曆法も、また其の中に見える星座觀測の記事から考へれば、戰國時代を遡り得ない。(堯典の天文記事が實は戰國時代のものであることについては、先に東洋學報及び支那古代史論、支那曆法起原考等に詳論して置いた。)故に殷代に於て一年を三百六十六日としたとする東氏の説も成立し得ない。然るときは曆法による證明の力を借りて殷墟文字を所謂殷代のものとすることは不可能となるのである。殷墟文字を豫め先づ所謂殷代の物と無批判に決定して、それによつて西紀前十八世紀乃至十二世紀の曆法を知り、又之に伴ふ一般の文化を論じようとするのは顛倒の見と言はねばならぬ。所謂殷の年代なるものは畢竟「殷曆」の算法が成立した後には作られた年代である。たとひ周代の前に殷代のあつたことが眞實であつたにもせよ、其の年代が西紀前十六世紀から十一世紀に互り、又は十八世紀から十二世紀に互つて居たことを證明するものは、「殷曆」又は「三統曆」の知識を措いて、其の外には何物もないのである。

## 六 殷墟遺物の考古學的批判

天文學的方面からの批判は尙書の記事に結合して説くところの孟子以來の年代觀を覆してしまつた。次に考古學的方面からの批判が如何なる結果を示すかを考へて見よう。李濟が殷墟發掘の報告によれば、其の遺物は一の厚い地層の中に上下を定めず混在するといふことである。此の文化層の中に見出されるものは、石器、骨器、蚌器、銅器、象牙器、銅鏃、骨鏃、石鏃、蚌鏃、土器、彩色土器、白色土器、銅范、鹿角玉、綠松石、子安貝の類と、トに用ひた龜甲獸骨とである。器物の表面に刻した紋様は所謂三代の古銅器にあるものと同じく、雷紋、饗饗紋、蟬紋等である。龜甲獸骨には文字のあるものと無いものがある。文字の無い者の數が特に夥しい。白色土器の年代は、原田淑人學士の研究に據れば、恐らく周末に近からうとのことである。銅鏃の中には兩翼を附した如き形狀となつて居るものがある。兩翼を帯びた銅鏃はスキタイ文化の特産物の一とされて居るもので、南ロシアからシベリヤまでに亙るところの廣い地域で發見されて居り、殷墟から出るものもまた其の系統に屬すべきものである。甘肅省の涼州府鎮番縣の沙井と稱する地からは、此の種類に屬する銅鏃が、彩色土器や、獸形を有する帶鉤や子安貝、綠松石などと伴出する。アンダーソンは其の年代の上限を西紀前六百年とした。同氏が甘肅考古記中に論じた所では、それを殷墟の遺物と比較して西紀前一千七百年から一千百年までのものとしたが、後には改めて前六百年から一百年までのものとした。それはスキタイ文化の影響を認めた結果である。スキタイ文化發生の年代は西紀前六七世紀と認められて居る。昭和五年(民國十九年)の秋に、山東省の濟南府の東

方にある龍山の城子崖即ち古の譚城址からは無字の卜骨と齊刀とが作出した。齊刀は戰國の終まで齊國に用ひられた貨幣であつて、其の形狀は柄部に環狀を爲す部分があつて實用上の刀子から變化したものである。環狀を爲す柄部を有する刀子はスキタイ文化の擴布した地方から多く發見されるものである。原田學士は齊刀を以てスキタイの刀子の影響を受けたものとして居られる。然らばこれも亦西紀前六百年後戰國時代に及ぶまでのものとして宜しからう。此の齊刀に卜骨が作出したとすれば、殷墟の卜骨の年代も亦西紀紀前六百年以後までに及んで居たかも知れぬ。殷墟から彩色土器の破片が出たことも、それを沙井のものと比較するときは、やはり西紀前六百年以後のものとして差支へることがない。河南省の澠池縣仰韶の彩色土器は石器と作出するもので、其の年代は頗る古いものとされて居るが、沙井や殷墟の彩色土器は帶翼銅鏃と作出するもので比較的新しいと考へねばならぬ。要するに殷墟の文化層から出るものの中に西紀前六百年以後即ち春秋の中期以後のものが存在することは確に認め得るのである。然るときは同じ文化層から出る龜甲獸骨に限つてそれを西紀前十八世紀頃から十二世紀頃までのものと速斷することは出来ないこととなるのである。

近來支那の古銅器の中で特に秦式銅器と名づける一類を區別するところの新しい學說が起つた。それは周末漢初銅器とも呼ばれる。其の特徴は三代の古銅器に比して、薄手であり、凸凹がなくなり、平面的であり、紋様が曲線的である等である。殷墟の銅器にはまだ此

の特徴が見出されず、且つ三代の古銅器と同じ紋様を附したものがあつた。しかも此の紋様は又其處から出る所の土器骨器等にも刻せられて居る。其の年代は秦式銅器より一段古いのである。されば殷墟の遺物の年代の下限は戰國時代の末期に及ぶものと見てよろしい。依て龜甲獸骨の年代も亦戰國時代の末期を下限として考察を加へねばならぬ。

## 七 殷墟の發掘物中にある曆法資料の眞の年代

龜甲獸骨文字の中には「王」の字がある。それは「王賓」「王卜」「王獲」「王往」「王田」などの形で用ひられて居るもので、王の身に關する占卜を行ふ場合に屬する。從來の學者は此の「王」を以て殷の王のことであると信じてゐた。しかし此れには大なる錯誤がある。それは殷から戰國の末までの間に於て此の殷墟の地を領有したすべての王について廣く考ふべきものである。又卜辭には殷代の諸王を祀つてその神慮を伺つたことが多く記してあるが、殷王を祀るものは必ずしも其の子孫たる殷王に限らない。殷が滅亡して後も、尙殷の古王を祀つて其の神慮を伺ふことは有り得るのである。周の武王が殷を滅してから數百年間、周の諸王は常に西周に都した。それは今の陝西省西安府であつて、殷墟の地たる河南省の安陽とは遙に隔絶した地である。周の初めから此の地方は諸侯の一たる衛國の封内であつた。西紀前七百七十年に及んで、平王は犬戎の難を避けて河南の洛陽に遷都した。それから又數百年を経て西紀前四百三年に威烈王が晉の卿たる趙魏韓の三家を封じて諸侯としてから、

王室の勢力は甚だ微弱となつて、世は戦國に移つた。戦國に先だつ春秋の中頃此の地方は屢、狄の侵入を蒙り、其の後は晉國の領内に入つた。晉國が分裂してからは魏國の領地となつた。西紀前三百十八年に大諸侯が皆王と稱した時に、安陽の地を領して居たものは即ち魏の襄王であつた。魏王が安陽を領することは戦國の末まで繼續する。然るときは龜甲獸骨の卜辭に見えた、王は殷王、周王、魏王の三者に通じて考察せねばならぬこととなるのである。

周王が其の自ら滅したところの殷朝歴代の諸王を祀り、且つ其の神慮を奉じて事を行つたと考へることは不可能である。何となれば周には又其の祖先を祀るところの宗廟があつて、大事は宗廟の中に於て決せられるのであり、且つ一國が他國を滅する時は、其の宗廟を顛覆して其の祭祀を絶つのが習慣となつて居たからである。しかし魏王の時代となつては事情が大に異なつて居る。魏は殷を討滅したのではないから、魏王が、或る他の理由からして、殷王を祀ることは有り得るのである。

尙ほ卜辭を翫味することによつて、殷王を祀る動機を考へれば、殷の諸王の名には皆甲乙等の十干即ち十日の一を附してあつて、甲の日を卜するには太甲祖甲等を祀り、乙の日を卜するには祖乙小乙等を祀ることになつて居るから、是等の場合に於て、殷の諸王は皆其の名づけられて居る日を司る神としての性質を帯びて居るのである。(此の一條は羅振玉の説に據る。) 其の中には占星術的及び宗教的の意義を含んで居る。これが即ち前に言つたと

ころの或る他の理由である。古代に於て占星術と宗教とは非常に接近して居た。それは宗教家の巫と占星家の史とが史巫又は巫史として連稱されて居たことによつても知られる。古の殷の諸王が此の如き性質を有するものとして魏王によつて祀られることは、戦國時代に於て必ずしも有り得ないことではない。特に其の頃魏には石申といふ有名な天文家が居て占星術を唱道したのであるから、甲乙等の十日の名稱を帯びた殷の諸王が日を司る神として崇敬される様になつたことも時代の風潮に伴ふ自然の結果と考へることが出来るのである。

魏が王と稱したのは襄王の元年西紀前三一八からのことである。其の時の都は大梁であつた。それは今の河南省開封府の附近である。安陽は大梁から正北の方約三百支那里を隔てて居て、其の間に黄河があり、其の頃は河内と稱した地方に屬し、北方趙を抑へ西方秦を制する要衝に當り、寧新中又は寧邑と稱した處であつた。安陽の東北に接して鄴城と稱する要害があつた。鄴は戰國の初魏の文侯の時、西門豹が其の地に居て、河内を治めたことがあり、戰國の終なる魏の安釐王の二十年(BC 271)には魏の信陵君が其の城に入つて趙の都なる邯鄲が秦の大軍に攻められるのを救つた所である。此の戰に寧邑は一時秦軍に占領され、其の時秦によつて安陽と改稱されたことも傳へられて居る。是等の史實によつて考へれば、安陽は鄴城の要害を傍に控へた魏の河内に於ける重要な都邑であつて、大梁に次ぎての繁華の地であつたと思はれる。此の安陽の近郊に恰も殷墟と呼ぶ地があつて、そ

ここに何時の頃よりか殷の古王が祀られ、其の神社に於て日の吉凶を下することが行はれて、それが魏の王室の崇敬を受け、魏王が安陽に行幸したとき、特に此の神社に參詣して、卜によつて神慮を伺つたこともあり、又安陽に在勤する官吏が王命によつて卜を請つたこともあつたと推測するのは必ずしも無理なことではないであらう。

「殷曆なるものは其の組織の基づくところの實測の年代が B. C. 427 から B. C. 352 に互る七十六年の中の或る部分を含んで居たことは先に述べた如くである。されば魏の襄王が始めて王號を稱した年即ち B. C. 375 には既に此の曆法が成立して居たことと思はれる。孟子は襄王の先代なる惠王に其の主張する所の王道を説いたことがあり、襄王にも面會して居り、その後、齊、宋、滕等の諸國に歴遊した人物である。孟子の書の中に夏至冬至のこと、千歲之日至、亦可坐而致也があり、従つて一年の長さを知つて居たと思はれることがあり、又占星術を攻撃した語、天時不如地利があるのは此の推測を助けるものである。

戰國時代に使用された曆法は、殷曆を其儘に用ひては居なかつた様である。其の計算には多少の調節があつたと思はれる。それについては先づ戰國時代の曆法から脱化した秦の顓頊曆のことを言ねばならぬ。顓頊曆は冬十月を歲首として秋九月を歲終とし、閏年には九月の後に更に後九月と稱するものを置いた。此の後九月が即ち閏月である。其の計算法は殷曆に於ける朔の時刻を一律に八分の一、即ち今の三時間だけ後らせたものであつて、大體に於ては朔が殷曆のものと同じに來るのであるが、稀には翌日の中のものとな



るのである。此の計算法がまた戦國時代にも使用されたものであらう。(此の説の詳細は拙著支那曆法起原考第十六章にある。)冬十月を歳首としたのは秦が水徳を有するといふことから、水の性質を有する冬を特に重んじたのである。しかし月名をば秦以前のまゝに存して置いたのであるから、此の變更以前の曆が春正月(立春)を標準とするものを歳首として居たことは疑ふべくもない。此の春正月は即ち夏正によるものである。故に秦の變更以前に於ける閏月の位置は必ず平年に於ける歳終の月なる十二月の次に在るべきもので、顛頂曆で後九月と呼んだ例から推せば、戦國の曆では後十二月と呼んでもよろしいのである。しかし更に考へれば、九月の後に置いた閏月を十月とは呼ばないで、それに後九月と云ふ名を附けたのは、其の次に又歳首と定められた十月があり、此の十月は一定の名稱であつて、十一月と改稱することが出来ないからである。十二月を歳終の月として、其の次に閏月を置く場合には、此の閏月の次が直に翌年の歳首なる正月となるのであるから、特に後十二月と呼ばず、直に十二月と呼んでも混雜を生ずる虞がないのである。

戦國時代に關する現存の文獻には、十二月と云ふ語が見えないが、史記を唯一のものとする戦國の曆日記事は極めて疎略であつて、年は繋けてあるが、月日を記したものは甚だ少く、閏月と云ふ語も十二月と同様に全く出て來ない。實際上、十二月といふ名が、既に春秋の中に見えて居るところの閏月と云ふ語と共に、此の時代に用ひられて居たと推測することは必ずしも無理ではなからうと思ふ。

大龜四版の卜辭には十三月といふものがある。それは閏月を年末に置く所の規則が成立つて居たことを意味する。此の規則は支那曆法發達史の上から見て、果して何れの時代に其の起原を置いてよいのであらうか。戰國以前の周代の曆法では、それを文獻の上から考察する時は、歲終に閏月を置くといふ規則が成立して居なかつた様である。周の王室が洛陽に遷都して以來の曆日記事は二百四十二年間に互つて春秋の書の中に傳へられ、閏月といふ語を有する二個の記事が何れも年の終に出てゐるが、それらが果して最後の月であつたか否かは明でない。又、十三月といふ稱呼も見えて居ない。是等の曆日記事を古來の多くの學者が種々なる考案を加へて整頓した結果を見るに、何れも閏月が任意に年の中間に挿入されて居るから、歲終に閏月を置く規則が既に成立して居たものとすることは出来ない。それのみならず、一般に閏月を配置する規則もまだ成立して居たとは認められない。閏月は全く任意に挿入されて居たのである。閏月が年の中間に任意に挿入される時は十三月といふ名稱は成立たない。故に文獻の上から言へば、十三月といふ稱呼は全く見えず、推測の上からしても、十三月が春秋時代に於て使用されて居たものとすることは出来ないのである。但し周代の古銅器の銘には往々十三月と記したものが見える。しかし春秋に十三月がないのによつて春秋の書の曆日記事を疑つて古銅器の銘のみを信じようとするならば、それは大早計である。古銅器の銘の中にも又は古銅器其の物の中にも後世の偽作が含まれて居ることは一般に認められて居る。故に若し春秋を信ぜずとすれば古銅器の

銘も亦信ぜざるを至當とする。又古銅器の銘を信じようとする場合には、先づ其の古銅器の製作年代が果して戰國以前であつたか否かを審査せねばならぬ。此の場合に於ては古銅器の紋様及び其の製作の意匠もまた重要な問題となる。春秋の書と三月の銘文がある古銅器とをしばらく兩立せしめようとすれば、それらの古銅器の製作年代をば戰國時代とせねばならぬこととなるであらう。

春秋の曆日には全く閏月挿入の規則がなかつたとすれば、それより遡つた周初及び殷代に於て既に歲終に閏月を挿入する規則があつて三月といふ稱呼が用ひられたと見ることは合理的ではない。秦漢の顛頊曆施行の時代にあつた歲終閏の方法が廢せられて、前漢の中世以後から年の中間に閏月を置くことに變じたのは、決して春秋時代に於て見るが如く閏法を設定せずして不規則な挿入を行つたのではなく、顛頊曆の時に既に用ひられた曆日計算法の精神を踏襲して從來便宜的に歲終に片寄せた閏月を其の計算上の正當の位置（無中月即ち冬至、大寒、雨水等の十二の季節を含まない月に還したので、其の配置には一定の規則が存するのである。故に漢代に於ける置閏法變更の例を取つて殷周時代の變更を論ずることは出來ない。

周初の曆日記事は前にも記した如く書經の周書の部に多く見えて居るが、武成の篇のものは二月から四月までの間に於て閏月があるものと解せられ、洛誥のものは十二月より以前に閏月があつたものと解せられる。しかしながらこれらは前漢時代の太初曆又は三統

曆若しくは戰國時代に作られた殷曆と連絡して居るものであるから信じられない。(それは先に述べた如くである。)若し又是等を信ずるとしても、やはり殷末周初にはまだ十三月がなかつたこととなるのである。民國の學者の中には郭沫若の如き、此の洛誥の十二月を以て十三月の誤寫であると論ずる人があるが、それは殷末周初に於て歳終閏の規則があつたことを決定した後に始めて提出さるべきものである。それが爲には先づ十三月といふ文字を有する殷墟文字を殷代のものとして決定せねばならぬ。然らざれば何等の議論をも進めることは出来ない。されば秦始皇帝以前に於て、歳終に閏月を置く方法が成立し従つて十三月といふ稱呼が使用されたと考へ得べき年代は、ただ春秋時代の後に續くところの戰國時代があるのみである。

以上の理由により自分は十三月及び王の文字を刻した龜甲獸骨を以て戰國時代に於ける魏王に關係があるものと推定し、又此の戰國時代に用ひられた曆法をば、夏正を用ひたもので、閏月を歳終に置き、其の曆日の計算法は秦漢の顓頊曆と同一のもので、殷曆の朔の時刻を一日の八分の一即ち三時間づつ後らせたものと推定する。(此の曆法を假に古顓頊曆又は黃帝曆と呼んで置く。)そこで大龜四版の曆日を取り、此の曆法によつて検討すれば、B. C. 318 以後に於ては、唯一の解答として B. C. 266 に於て

夏正 十三月大甲。戊朔。一月小甲辰朔。二月大癸。酉朔。

を得るのである。若し又朔の時刻に三時間の調節を行はず、直に殷曆の計算法に據るとき

は、やはり唯一の解答として前と同じく B. C. 266 に於て

夏正十三月(小甲)戌朔、一月(大癸)卯朔、二月(大癸)酉朔。

を得るのである。(これは Schram の表による實際の計算とも符合する。)更に殷正を用いたものと假定して古顛項曆及び殷曆の計算を用ひれば、一の解答をも得ない。又假に周正を用いたものとして計算すれば、唯一の解答として、B. C. 302 に於て次の如きものを得るのである。

周正十三月(小)甲戌朔、一月(大)癸卯朔、二月(小)癸酉朔。

Schram によつて實際の計算を行へば、甲辰、癸酉、癸卯、癸酉、となる。B. C. 266 は周の赧王の四十九年、魏の安釐王の十一年に當り、B. C. 302 は周の赧王の十三年、魏の襄王(史記では哀王)の十七年に當る。是等の年代は殷墟から發見されたすべての他の伴出物と調和を保つところのものである。先に所謂殷代のものとして計算した結果が五里霧中のもとなり、伴出物の年代との調和も大に疑問となつたのには比較すべくもない。故に殷墟文字の年代が戰國時代に屬することは殆ど疑ふべからざるものである。

孟子が魏の襄王に謁したのは其の卽位の年かと思はれるが、其の時の問答の中に、七八月之間旱則苗稿矣と言つて居る。此の七八月は文中に見えた季節の關係からして考へれば、周正に據つたものである。然るときは魏國で周正を用いたといふ論も立つであらう。しかし、此の問答は孟子の晩年になつてから記述されたもので、それは周の制度に従ふ儒者の

立場から此の如くしたとも考へられるので、必ずしも魏で周正を用ひた證據にはならない。故に B. C. 266 と B. C. 302 とを比較すれば前者の方が遙に妥當性に富んで居るのである。

## 八 殷墟文字の中にある「歲」

なほ他に年代を論ずる證據となるべきものは甲骨の上に見える「歲」といふ文字である。其の用例には次の如きものがある。

己丑卜。行貞。王賓兄己歲。亡尤。

庚申卜。行貞。王賓歲。亡尤。

是等の「歲」は皆單純な「年」のことではなく、祭祀の對象となつて居るものである。「歲」は字書に見えないが、「祭」の字の構造と同意匠であるから、やはり類似の意義を有するものであらう。「歲」は説文に、

歲。木星也。越歷二十八宿。宣徧陰陽。十二月一次。从步戌聲。律歷書五星爲五步。と解釋してあつて、木星のことである。木星は十二年に天の星座の間を一周するもので、天の十二區劃を一年に一區劃づつ進むものである。それ故に「歲」は一年を支配する神とされて居る。それからして一年を一歲と呼ぶことになつたのである。歲はまた歲星とも呼ばれ、それから脱化して歲星と反對に同一速度で天を巡る神を假設し、それを太歲大陰、歲陰、青龍、天一等の名で呼んで居る。經典に見えた「歲」は皆是等の意味を帯びて居るものである。

自分の研究した所では、木星が十二年に天を一周することを知つてその年々の位置を記したのは戰國時代曆法制定の時から始まるのであつて、左傳、國語、竹書紀年等の書にそれより以前の時代に於ける木星の位置が記してあるのは皆戰國時代若しくは其の以後から逆推して附加したものである。(此の研究は拙著「支那古代史論」支那曆法起原考等に詳述して置いた。尙 Samsure が通報 (1914) に載せた論文、又新城新藏博士の「東洋天文學史研究」等にも大同小異の意見が述べてある。)然るときは殷墟文字の中にある「歲」にもまた戰國時代の知識を含んでゐると推測せねばならぬ。故に此の事もまた大龜四版の曆日を以て魏の安釐王十一年のものとする推定を援助するものとなるのである。昭和六年に著された郭沫若の「甲骨文字研究」には「歲」を木星とし、且つそれを所謂殷代即ち西紀前十八世紀から十二世紀までの間に於て既に成立して居た知識であると論じて居るが、同書中の釋歲及び及び釋支干の條、此の論が成立する爲には先づ殷墟の遺物が所謂殷代のものであることを決定せねばならぬ。然らざれば循環論法に陥つてしまふのである。郭氏が殷墟文字の説は皆此の如き前提から始まつて居る。それは羅振玉、王國維以來支那の學者間に擴がつて居る傳統的態度であるが、李濟が安陽發掘報告第三期(四五四、四五五頁)の中に駁論を加へて居る如くであつて、先づ殷墟遺物の考古學的研究を完全にすることから出發すべきものである。殷墟の發掘物なるが故に直に所謂殷代のものとして斷定して怪まないのである。精到の識見とすることが出来ない。新城博士は「歲」の字の成立につき別個の意見を立て、初には木星と關

係がなく、戰國時代に至つて始めて木星と結合されたものと論ぜられるが、其の根據は此の字の中にある「戊」の字であつて、「戊」の月から「戊」の月までを一年としたことが太古に於て行はれたといふ推測に基づいて居る。しかし「戊」の月で年を改めたといふ證據がなく、其の推測も不確かであるから信じ難い。

自分は嘗て支那古代の天文曆法の研究の結果からして、殷墟文字中の曆法が戰國時代のものと矛盾せざることを論じ、且つ一步を進めて龜甲獸骨の眞僞につきても久しく大なる疑を懷いて居て、「支那古代史論」と「支那曆法起原考」との中に其の事を述べ、他日眞の學術的方法による發掘が殷墟其の他の殷の古都と傳へられて居る地に於て行はれるまでは、此の物が殷代の遺物であるといふ事に對して、充分なる信憑を置き難いものとして居つたが、昭和三年（民國十七年）以來の發掘の結果が安陽發掘報告として發表されたことによつて大なる満足を得たのである。これによつて龜甲獸骨の確實性について全く疑問を霽したのであるが、更に大龜四版によつて、其の年代が戰國時代であることを略決定し得たことを喜ぶのである。

## 九 殷曆といふ名稱及び殷墟文字の

### 中にある干支の表

「殷曆」といふ名稱については、自分は嘗てそれを漢代になつてから起つたものと論じて置



いたが、それは此の暦で用ひる歳の干支即ち上元(B. C. 1587)を甲寅の歳とするものが、漢初に於ける木星の實測に基づいて戰國時代に定めた方法による歳名を一年づつ先に進めた結果と推定した爲である。しかし此の暦で用ひる日と月との算法が戰國の初の實測を本としたことは勿論であるから、戰國時代に成立した計算法「自分は之を「原暦」と呼んで置いた」が當初から殷代に結合された、だそれに附した歳の干支のみが漢初に於て更に改訂されたと考へることが出来るのである。然るときは「殷暦」といふ名稱は兎に角として、少くとも殷代に於て此の暦法が行はれたといふ思想の起原は戰國にまで遡り得るものとしてよい。

殷墟の文字の中には甲子から始まつて癸亥に終るところの干支の表がある。自分は嘗て甲寅から始めるのが最初に定められた方法で、甲子から始めるのは第二次的のものであることを論じ、且つ此の第二の方法は第一の方法より遙に後れて成立したもので、秦の顛頊暦以前には大體に於てまだ實施せられなかつたであらうといふ理由の下に殷墟文字の年代を疑つて置いたが、それは必ずしも此の如く論ずるには及ばない。何となれば、此の二種の方法は殆ど同時に相繼ぎて成立したと見ることも困難ではないからである。しかし其の成立の順序については甲寅の方が甲子の方よりも前であることは動かすべからざるものである。戰國初を含む B. C. 427 から B. C. 352 に亙る七十六年の間の或る必要なる期間の實測に基づいて殷暦に用ひる日月の算法即ち「原暦」が成立し、恐らくは前四世紀の後半に於て了後、此の七十六年の間に含まれて居る B. C. 366 が甲寅の歳に當り、其の正月朔が立春

と同日になつて居て、しかも其の日の干支が偶然にも又甲寅に當つて居たことに注意し、自分は寧ろ戰國時代に於ける曆法成立の際、干支が考案され、其の結果として、此の年と日とに新しく甲寅といふ名稱を附けて、それから前後に年と日とを數へることを始めたかと考へるものであるが、其の意見は既に發表したこともあり、今は煩を避けて、ここまでは論及しない。それから1560を遡つたところにあるB. C. 4926 甲寅歲正月甲寅朔旦立春を曆元としたのが戰國の曆法（自分はそれを古顓頊曆又は黃帝曆と名づけたであり、又それを繼承してただ歲首を正月から十月に移し、上元をB. C. 4926 甲寅歲正月甲寅朔旦立春からB. C. 1506 甲寅歲正月己巳朔旦立春に移したのが秦の顓頊曆である。此の古顓頊曆及び顓頊曆の上元はただ占星術の必要上、年月日時の順序を數へる場合に用ひるもので、朔及び冬至立春等の季節に入る時刻を計算するところの純粹なる曆法上の基點としては別に朔と冬至との時刻が夜半即ち今の午前零時に於て合一する點、此の如き點は實際には殆ど存在し得ない。これは勿論曆法上の假設である）を取つたのであつて、B. C. 306の前に於て此の年に最も接近して居るものはB. C. 497の初に接する十一月己酉朔旦冬至であつた。夜半に朔旦冬至があるのは、七十六年即ち一葦の間にただ一回であるが、己酉は名稱の意義から見れば中間的のもので、計算の基點とするには不適當であるから、幾回かの夜半朔旦冬至を遡つて適當なる干支（甲を附した日）が占星術的意義から見て適當であるを發見し、それを曆元とする事は便宜の上から直に考慮に浮ぶべきことである。そこで此の曆法によつてB. C. 427

から遡れば、B. C. 807, B. C. 1567 に於て恰も甲午と甲子との日に當る夜半朔旦冬至を發見する。子の日が冬至の名に適當であることは、寅の日が立春の名に適當であると同等である。一年の季節を二十四に等分してそれを冬至から數へる時は、立春は其の第四に當る。第四を寅の初とし、第五を寅の中とし、順次に十二支を配當すれば、第一なる冬至は子の中に當るのである。午の日は夏至には適當であるが、冬至には不適當である。此の理由によつて B. C. 1567 を計算上の上元としたものと考へられる。これが恰も「殷曆」の上元となつて居るのである。何處かに於て甲子夜半朔旦冬至を得られるのは B. C. 326 の朔旦立春が甲寅、丙寅、戊寅、庚寅、壬寅、乙巳、丁巳、己巳、辛巳、癸巳、甲申、丙申、戊申、庚申、壬申、乙亥、丁亥、己亥、辛亥、癸亥の二十日中の一である場合に限られてゐる。故に若し B. C. 326 正月朔が甲寅であつたことが偶然の事實であつたとすれば、甲子朔旦冬至を計算の基點としたこともまた偶然の結果であつたと言はねばならぬ。此の如き偶然によつて、占星術を運用する目的に叶ふ様に作られた曆法の組織が成立したと認めることは頗る困難である。しかも甲子を日の順序の始とすることが所謂殷代に於て既に定まつて居てそれが殷墟文字の干支の表の上に現れて居るといふことは亦極めて不可思議の暗合と言はねばならぬ。秦の顓頊曆で B. C. 1506 を上元とするのは、此の B. C. 1567 から B. C. 1492 までの七十六年の間に含まれて居る朔旦立春の年を取つたのであつて、B. C. 1567 を上元とする知識の既に存在したことを語るものである。そして顓頊曆の計算が甲子の日から始めることとなつて居るのはまた此の B. C. 1567 の甲

子朔旦冬至を基點として居るものと推測される。畢竟するに、甲子を日の順序の始とすることは、殷曆と關係があるものであり、殷曆に用ひる日月の算法は戰國時代の實測によつて組織されたものであるから、甲子を日の順序の始とすることは、甲寅を其の始とすることと同じく、戰國時代に起つた知識であると言はねばならぬ。但し以上の理由とは全く獨立して甲子を日の順序の始とすることが太古に於て既に存在したであらうと考へることは自由であるが、それは單なる想像以上に出ることが出来ない。殷墟文字は最早其の證據とはならぬ。春秋時代の事として左傳に甲子から日を計算し始める絳縣老人の說話があるが、それは前漢末に挿入せられたものといふ解釋が成立つから、證據とはならぬ。そこで殷墟文字の年代が戰國時代と決定されれば、其の中にある干支の表もまた殷曆の上元を甲子の日に置くことと密接な關係があるものと考へねばならぬのである。

## 一〇 殷墟文字は戰國通用文字の一體

殷墟文字は其の發見以來支那文字の最も古い形と信ぜられて居たが、若しも以上の考察を正しいとするならば、それを以て戰國時代に於ける通用文字の一體として取扱はねばならぬこととなるであらう。戰國の文字は所謂周の古銅器の上に於て見られるものである。それを仔細に龜甲獸骨の文字と比較すれば、必ずしも後者の發達程度が前者よりも早い時期のものと言ふことは出来ない。ただ其の書寫に用ひる材料の相違と、銅器の文字が修飾

的であり、甲骨の文字が實用的であることの相違とによつて、多少其の形狀を異にし、疎密の度を異にすることがあるだけである。果して然らば、殷墟文字の年代を戰國時代と決定することは、支那文字の研究の上に、從來のものとは異つた新生面を開く動機となるべきものである。それは單に文字のみではない。文字を通して見るべき古代文化の研究の上にも大なる影響を及ぼすこととなるのである。白鳥博士は昭和四年十月及び十一月の史學會に於て「支那古代史について」と題する講演をされ、續いて翌五年五月六月の東洋文庫の連續講演に於て「支那古代史の批判」と題して詳細なる論述を行はれたが、その大意は支那古代の傳説を以て、木星の週期に伴ふ十二次二十八宿に關する天文の知識を經とし、儒教の思想を緯として戰國時代に作爲されたものとするのである。（史學雜誌四十一編一號八號）。博士の説に據れば、歴史的事實としての殷代は存在しなかつたのである。若しも此の篇に於て論述した如く、孟子の時代に行はれた書經の中の殷代の記事に戰國時代の實測を本として組織された曆法が含まれ、又殷墟文字が戰國時代に屬するものと決定せられるならば、白鳥博士の説は或は正鶴を得たるに近いものとなるであらう。ここに一言添へて置くことは、經典の成立に關する高等批評と經典の思想的價値の顯彰とは決して混同すべきものでないといふことである。儒教の經典の眞の成立年代が如何なる時代と論定されようとも、其の思想的價値の高下には決して影響を及ぼすべきものではない。儒教の價値は依然として別に其の獨自の立脚地を有するのである。支那古代史の眞相を闡明することは世界文化

の全局を把握する爲にも頗る重要な事業である。それは現在及び將來に於て學者の大に努力すべき所であらねばならぬ。

附記 第三章及び第五章にある殷暦の計算の結果を取つて、それを第七章に記した顛頊暦の算法によつ

て修正すれば、次の如くである。

B. C. 1567 殷暦に同じ。

1398 一月癸卯を甲辰に。

1119 同上。

1532 同上。

1258 同上。

1165 十三月甲戌を乙亥に、三月癸酉を甲戌に。

1108 殷暦に同じ。

834 同上。

(昭和七年十月十五日)